

小平市農地転用届出 添付資料一覧

| | 法定添付書類 | 通常 | すでに転用or再転用 | 開発を行う転用 | 一筆の内一部を転用※1(4条のみ) | 登記簿上の住所が現住所と異なる時※11 | 申請者が相続登記前の時 | 代理人等による届出 | 生産緑地法第8条第4項による生産緑地の転用 | 競売・公売による取得 | 土地区画整理事業用地※10 | 共有者による申請 |
|---------------------------------------|--------|----|------------|---------|-------------------|---------------------|-------------|-----------|-----------------------|------------|---------------|-----------|
| 申請書 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○※3 | ○※4 | ○ | ○ | ○ | ○※13 |
| 土地登記事項証明書※7(原本、全部事項証明書に限る) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○(従前地) | ○ |
| 案内図※8 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○(事業の進捗に応じて) | ○ |
| 付近状況図(公図の写し)※9 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○(従前地) | ○ |
| 小作契約解約書類 | ○ | | | | | | | | | | | |
| 理由書 | — | | ○ | | | | | | | | | |
| 実測図(地積測量図) | — | | | | ○ | | | | | | | |
| 住居表示実施証明書(住居表示変更証明書)(市民課)(原本) | — | | | | | 住居表示の変更の場合 | | | | | | |
| 登記簿住所と現住所の関係が分かる証明(住民票等)(原本) | — | | | | | 引越し・結婚等の場合 | | | | | | |
| 遺産分割協議書写し(原本確認)と被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本の写し | — | | | | | | 遺産分割協議後 | | | | | |
| 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本の写し | — | | | | | | 遺産分割協議前 | | | | | |
| 遺言書の写し(原本確認)と被相続人の除籍を確認する書面※12 | — | | | | | | | 特定遺贈の場合※6 | | | | |
| 住民票(全部事項)(原本) | — | | | | | | 未成年者の場合 | | | | | |
| (成年後見人であることの)登記事項証明書(原本) | — | | | | | | 成年後見人の場合 | | | | | |
| 都市計画課に生産緑地法第8条第4項の届出がされていることの確認※2 | — | | | | | | | | ○ | | | |
| 連署によらない場合を証する書面 | — | | | | | | | | | ※5、6 | | |
| 同意書 | | | | | | | | | | | | 場合に応じて※13 |
| 委任状 | | | | | | | | ○ | | | | |

- ※1 4条転用のみ一筆の内の一部を転用可能。(実測図(地積測量図)添付。)5条転用は所有権移転登記をするため、一部転用不可。分筆を行う。
- ※2 契約が頓挫しないよう注意。農地転用は撤回できない。
- ※3 遺産分割協議後の申請者は「(被相続人の名前)相続人(相続人の名前)」とする(複数名いる場合は連名)。住所は相続人の住所。
遺産分割協議前の場合「(被相続人の名前)法定相続人(法定相続人の名前)」とし、全ての法定相続人の記名が必要。住所は法定相続人の住所。
→遺産分割協議前の場合は、「相続人」と決まった訳ではないので「法定相続人」とする。
また、法定相続人が複数いても、持分は定まっていない状態なので無記入とする。
遺産分割協議書の添付はできないので、当事者全員の自署押印で申請する。
- ※4 特定遺贈は農地法の適用対象となる(包括遺贈は対象外)。「(故人の名前)遺言執行者(遺言執行者の名前)」で記名。住所は遺言執行者の住所。
未成年者の場合は「(未成年者の名前)親権者(親権者の名前)」で記名。住所は親権者の住所。
成年後見人は「(成年被後見人の名前)成年後見人(成年後見人の名前)」で記名。住所は成年後見人住所。
- ※5 農地法施行規則第48条第2項第4号の規定により連署でない場合については、規則第10条第1項各号の連署によらない場合を証する書面が必要。
- ※6 特定遺贈や競売・公売による取得の際は譲受人の単独申請ができる。
その際、農地法施行規則第48条第2項第4号の規定により連署でない場合については、規則第10条第1項各号の連署によらない場合を証する書面が必要。
- ※7 **3カ月以内のもの。インターネットでの取得不可。**
(発行日・登記官の名前や押印がなく、内容の確認はできるが、登記簿謄本・全部事項証明書役割は果たせないため。)
現在事項証明書については受理しかねる。
- ※8 住宅地図の写し等。「縮尺は50,000分の1ないし10,000分の1程度」を基本とするが、これ以外の縮尺でも可。
蛍光ペンなどで、該当箇所に印をする。
- ※9 法務局で取得した公図の写し、または、市の税務課で取得した公図、業者が作成したもの、インターネットから取得したものでも可。
- ※10 従前地での届出となる。案内図は、仮換地先が好ましい。
従前地番の下に仮換地地番を併記する。
- ※11 登記簿謄本を補完する証明なので、**原本**を添付。
本来であれば住所変更登記しなければならないところを、登記簿住所と現住所の関係が分かる証明を添付することで、受理するとした裁量行為。
- ※12 特定遺贈の場合は法定相続人を調べる必要はないので、登記簿上の所有者の死亡を証する書面で可能。
- ※13 共有地については共有者の一部が届け出るときは、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができない。
(法的根拠)民法§251「各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができない。」
所有権の移転に際し、譲受人が複数名いる場合は申請書に持分も明記。
4条の場合、共有者全員が申請書に記名する必要がある。
5条の場合、譲渡人全員が申請書に記名が望ましい。権利の変動がない者については申請書に明記されないまま提出も可。
権利移動のない者の名前明記の際には、同意書に共有者全員の記名が必要。